

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市大正区鶴町五丁目5番8号
氏名 株式会社ミヤギ
代表取締役 宮城 康
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 3年 8月30日
許可の有効年月日 令和 8年 7月31日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 8月 1日 (当初許可)
平成27年 3月23日 (本店所在地変更 (旧:大阪府大阪市大正区南恩加島二丁目7番5号))
平成27年 3月23日 (商号変更 (旧:有限会社宮城興業))
平成29年 4月11日 (更新許可)
令和 3年 8月30日 (更新許可)

(裏面に続く)

(裏 面)

令和 3年 8月30日 (変 更 許 可 (廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類に(石綿含有産業廃棄物を含む。)を追加)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無